

〔査読論文〕

アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における 「公的論争」と「公的関心事」の比較

——同国の裁判例を参考として——

岡 根 好 彦

目 次

- I はじめに
- II 公的論争
 - 1. 連邦最高裁
 - 2. 連邦下級審
- III 公的関心事
 - 1. 連邦裁判所
 - 2. 州裁判所
- IV 「公的論争」と「公的関心事」の整理と比較
 - 1. 公的論争
 - 2. 公的関心事
 - 3. 両者の比較
- V むすびにかえて

I はじめに

わが国では、名誉毀損的表現の法的責任に関し、刑法230条の2第1項で「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない」と規定されている。最高裁でも、刑事責任・民事責任ともに、当該名誉毀損的表現の内容が真実であることが証明されなくても、その事実を真実であると誤信し、その誤信につき相当の理由が被告側から証明されたときには法的責任が生じないことが判示されており、かかる形で表現の自由と人格権との緊張につき調整が図られている¹⁾。もっとも、かかる形での調整が表現の自由と人格権との関係から適切であるかについてはこれまで活発に議論され、諸外国の名誉毀損法理もさまざまに

分析されている。情報通信技術の最先端国の1つであり、わが国の名誉毀損法理にも多大な影響を与えているアメリカ合衆国の名誉毀損法理もしばしば紹介されており、一部では、表現の自由により重きを置くべく、同国の名誉毀損法理を導入すべきことが主張されている²⁾。したがって、名誉毀損的表現において、表現の自由と人格権との調整の観点から、いかなる判断基準が適切であるかを検討するにあたっては、同国の名誉毀損法理を分析、比較することも有意義であると思われる。

アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟においては、1964年のNew York Times Co. v. Sullivan事件連邦最高裁判決と1974年のGertz v. Robert Welch, Inc.事件連邦最高裁判決などにに基づき、原告が公人（「公職者 (public official)」あるいは「公的人物 (public figure)」）である場合、原告側が被告側の「現実的悪意 (actual malice)」つまり当該表現が「虚偽であることを知っているか、あるいは虚偽か否かを無謀にも無視してなされたこと」を立証しなければならない³⁾。この「公的人物」については、「あらゆる目的およびあらゆる状況で公的人物になるほどの名声または悪評を獲得した個人である「全面的公的人物 (all purpose public figure)」、「特定の公的論争 (public controversy) に自発的に自らを介入させたり、巻き込まれたりすることで、限られた問題の範囲で公的人物となる」個人である「限定的公的人物 (limited purpose public figure)」に分類される。さらに、公的論争に自発的に介入した限定的公的人物は「自発的公的人物 (voluntary public figure)」を巻き

込まれた限定的公的人物は「非自発的公的人物 (involuntary public figure)」に分類される⁴⁾。そして、全面的公的人物は自身の私生活に関する名誉毀損の表現についてまで現実的悪意の立証が要求される一方で、自発的公的人物は当該公的論争に関する名誉毀損の表現についてのみ現実的悪意の立証が要求され、非自発的公的人物は当該公的論争に関する名誉毀損の表現についても現実的悪意の立証は要求されないと解されている⁵⁾。

したがって、アメリカ合衆国では、名誉毀損責任の有無が判断されるにあたり、はじめに原告の地位が基準となっており、当該名誉毀損的表現の内容に着目したアプローチ、すなわち当該表現が「公的関心事 (matters of public concern)」に該当するか否かで現実的悪意の立証の要否を判断するというアプローチはガーツ判決で否定されたといわれている⁶⁾。しかし、「同国の名誉毀損訴訟においては当該名誉毀損的表現の内容に着目しない判断が下されている」と評価するのは必ずしも適切ではないかもしれない。前述のとおり、そもそも原告が公的人物、特に限定的公的人物であるか否かについては、当該名誉毀損的表現が言及する「公的論争」に対して原告がどの程度関与しているかを判断する必要があるため、まずは当該名誉毀損的表現の内容が「公的論争」に該当するかを検討しなければならないからである⁷⁾。また、同国での名誉毀損に関しては、原告が私人である場合、懲罰的あるいは推定的損害賠償以外の賠償請求については無過失責任でない限りにおいて各州の判断に委ねられているため、州によっては、私人に対する名誉毀損においても、公的関心事に該当するか否かに基づき現実的悪意の立証を原告に課している。よって、同国の名誉毀損法理を分析するにあたっては、表現内容に関わる要件である、いわゆる「公人」テストにおける「公的論争」といわゆる「公的関心事」テストにおける「公的関心事」も明らかにする必要があると思われる。そこで、本稿では、「公的論争」と「公的関心事」の両概念の内容と差異につ

いて、連邦裁判所や州裁判所の両概念に関する代表的な判決を概観しながら考察していきたいと考える⁸⁾。

Ⅱ 公的論争

1. 連邦最高裁

はじめに、「公的論争」に関する連邦最高裁の判断をみていきたい。「公的論争」の判断については、公人テストに言及した1974年のGertz v. Robert Welch, Inc.事件判決がまずは参考になる。本件では、殺人事件で有罪になった警察官に対して被害者家族が民事訴訟を提起した際に被害者家族側の代理人を務めた弁護士に関して、被告出版社が自社の雑誌の中で当該殺人事件の首謀者である等の記事を掲載したことから、名誉毀損の有無が争われた。パウエル裁判官による法廷意見は、公職者や公的人物は①効果的なコミュニケーション・チャンネルへのアクセス可能性が高く、名誉毀損的表現に対抗する現実的機会を有していること、②自ら望んで公務に就いた者、社会的に卓越した役割を担っている者、特定の公的論争に自ら最前線に立つ者は公衆の厳密な審査を受けるリスクと向き合わなければならないことを根拠に、これらの者に対して現実的悪意の基準が適用されることを確認している⁹⁾。また、「公的関心事」テストについては、表現内容が「一般的あるいは公的利益 (general or public interest)」に該当するか否かをアドホックに判断するという負担を裁判官に課することになるし、かかる判断が裁判官に可能であるか疑わしいなどを理由に否定の立場を示している¹⁰⁾。そのうえで、本件について、原告は当該雑誌の出版時に報酬のある政府の役職に就いていたわけではないため公職者ではない。また、地元の市民団体等で役員を務め、法的な分野に関する書籍などをいくつか出版しているが、コミュニティ内で一般的な名声や悪名を獲得しているわけではない。さらに、原告は自身のクライアントの代理に関連した参加のみであり、刑事訴訟・民事訴訟いずれについて

Oct. 2020 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における「公的論争」と「公的関心事」の比較

もマスコミと議論を交わしたこともなかったため、公的論争に自らを押し込むことも大衆の注意を引くことなく、公的人物としても認められないとの判断を下している¹¹⁾。以上のように、ガーツ判決においては、当該殺人事件の刑事訴訟あるいは民事訴訟に関する議論が公的論争であることを当然のこととして、その論争に自発的に関与したか否かを検討しており、公的論争がどのようなものなのかについての言及はなされていない。

そこで、ガーツ判決に近接した時期に下された、限定的公的人物に関する3つの判決を次にみていきたい。1976年のTime, Inc. v. Firestone事件では、アメリカの裕福な実業家の娘である原告が極度のDVや姦通を理由に訴訟提起し離婚の判決を受けたことに関する週刊ニュース雑誌の記事が名誉毀損に該当するか争われた¹²⁾。レンキスト裁判官による法廷意見では、特定の社会以外で社会問題に対し卓越した役割を担っていたことを原告は想定しておらず、特定の公的論争の解決に影響を与えるために自ら介入していなかったことが確認されている。そして、州最高裁で離婚訴訟が「有名な裁判事件 (cause celebre)」として認定されたことに対し、公的論争をそのように公衆の興味となる論争すべてと同一視すれば、サリバン判決を公的関心事にまで拡大させるアプローチを復活させることになる。司法手続きを通じた結婚解消は、たとえ非常に裕福な個人の結婚問題が読者の一部の関心事項であったとしても、ガーツ判決で言及された公的論争の類いではない。加えて、彼女は自由意思で自身の結婚問題を公表することを選択したわけではなく、結婚関係からの法的な解放を得るためにやむなく法廷に向いたのであって、自発性も認めれないとの判断が下されている¹³⁾。同判決では、公的論争が公的関心事よりも狭い概念であるとの考えが明らかにされているが、マーシャル裁判官の反対意見でも、法廷意見は本件につき「社会の出来事 (affairs of society)」に関連しているとみなされる類いのものではないし、公衆の関心事も司

法認定に対して正当あるいは価値があるとみなされる類いのものではないと判断していると評価されており、公的論争はこれらに該当する必要があるとの考えが示されている¹⁴⁾。

1979年のHutchinson v. Proxmire事件の連邦最高裁判決では、公的論争の具体的な範囲がより明らかにされている。同事件では、合衆国上院議員が、無駄な政府支出の例として、行動科学の研究者で研究財団の研究部長などを務めてきた原告による、特定の動物のストレス等を受けたときの行動パターンに関する研究への支出をニュースレターなどを通じて挙げたため、かかる行為が名誉毀損に該当するか等が争われた¹⁵⁾。バーガー裁判官による法廷意見は、原告が限定的公的人物に該当するか否かにつき、原告の活動と公開プロフィールは無数の同業者の活動に非常に似ており、出版された彼の著作は人間の行動の研究に関係する比較的小さな専門分野に位置づけられ、著作がある程度の論争の域まで達したのは公表の結果にすぎないとの考えを示している。また、原告は特定の公的論争に自らを介入させていないし、そもそも被告は公的支出に関する一般的な懸念を示しているにすぎず論争を特定していない。公的助成を受けただけで公的人物になるというのは競合する利害間の不適切なバランスをもたらしてしまう。さらに、原告は助成金の申請や専門誌での発表を通じて、公的支出に関する広範な懸念につき際立った社会的役割を担っていたとはいえないし、マスコミへの定期的かつ継続的なアクセスを持っていないとして、限定的公的人物には該当しないとの判断を下している¹⁶⁾。つまり、同判決によると、公的論争の判断においては小さな限定的なコミュニティではなく広く社会的に認知されて議論でなければならないという社会的な認知度の広さ、および名誉毀損の問題となった行為がなされる前から議論されたものでなければならないという時間的な範囲が判断要素になる。

同年のWolston v. Reader's Digest Ass'n事件では、被告が出版したソビエト連邦のスパイ

組織に関する書籍において原告の名が記載されていたことが名誉毀損に該当するか争われた。原告は、叔父と叔母がスパイ容疑で逮捕された際に連邦地裁から調査のために召喚されたところ、精神薄弱を理由に拒否したことから法廷侮辱罪 (criminal contempt of court) で有罪となり、そのことについて報道されたことがあったが、以後はスパイ行為で起訴されたことはなかった¹⁷⁾。レンキスト裁判官による法廷意見はまず、原告は裁判所の調査以前は完全に私的な存在、判決後は比較的あいまいな立場に戻っており、判決の結果あるいはスパイの調査に関係したために一般的な名声や悪名を獲得したとはいえないなどを理由に全面的公的人物には該当しないと判断している。限定的公的人物に該当するかにしても、名誉毀損を想起する特定の論争内での個人の参加の性質や範囲で決定すべきとしたガーツ判決を強調したうえで、原告が報道されるのを知りながら法廷の前に姿を現さないことを自発的に選択したという事実は公的人物の問題を決定づけるものではなく、原告はソ連のスパイの調査に関する公的論争でわずかな役割しか果たしていないとの判断を下している¹⁸⁾。そして、原告が法廷侮辱罪の判決を受けたことは疑いもなく「報道価値がある」けれども、かかる事実がメディアの注意を引いたというだけで公的人物と結論づけられることはない。そのような考えを認めればガーツ判決等で否定した公的関心事テストを復活させてしまうことになる。そのため、公的人物と結論づけるためには単なる報道価値以上のものが示されなければならないということを改めて確認している¹⁹⁾。したがって、法廷意見は、公的関心事はメディアが関心を持つだけでそれに該当する可能性がある一方で、公的論争はメディアが関心を持つだけではそれに該当しないという形で、両者を線引きしているといえる。もっとも、本件については、どれが公的論争であるかを判断するのがそもそも困難であるとも述べている。つまり、ソ連のスパイ活動の是非については責任あるアメリカ市民すべてが反対するので論争

とはいえ、ゆえに被告側はスパイ行為の調査と起訴に際する法執行官の判断の妥当性を公的論争として位置づけている²⁰⁾。よって、当然ではあるが、公的「論争」である以上、公的論争は賛否双方の主張がなされている問題でなければならないとしている。

2. 連邦下級審

以上のように、連邦最高裁では「公的論争」のある程度の範囲の画定がなされているものの、詳細な判断基準等は示されていない状況にある。それゆえ、連邦下級審裁判所では、「公的論争」について連邦最高裁よりも詳細な判断基準を示した判決が下されており、州裁判所においてもそれらの基準がしばしば採用されている。まず、1980年の *Waldbaum v. Fairchild Publications, Inc.* 事件における控訴裁判判決が連邦裁判所や州裁判所で引用されることが多いので、同判決からみていきたい。本件では、グリーンベルト・コンシューマー・サービス社の社長兼最高経営責任者であった原告が、スーパーマーケット業界の慣行やエネルギー法、燃料配分などさまざまなトピックに関してマスコミ等を招き会議を開催したり、同社の事業を統合する方針を主張したりした結果、業界誌や一般雑誌で注目を集めていたところ、同社の取締役会で解任された際に、被告出版社の雑誌において同社が資金を失ったためコスト削減している旨の記事などが掲載されたことから、名誉毀損の有無が争われた²¹⁾。タム裁判官による法廷意見では、当該人物が限定的公的人物に該当するのは、特別な公的紛争の解決に大きな影響を意図的に与えるか、そのような行動が現実的に期待される場合に限られ、その紛争には直接の参加者を超えて一般的な人々にとって予見可能で実質的な結論が存在しなければならない。それゆえ、裁判所は合理的な人の目を通じて全体的に事実を見なければならないことが明らかにされている²²⁾。すなわち、限定的公的人物に該当するか判断するにあたって、公的論争については単に公衆の関心の問題ではなく、真の紛争つま

Oct. 2020 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における「公的論争」と「公的関心事」の比較

りその結果が一般公衆あるいはその一部に目に見えるほどの影響を及ぼすものでなければならぬ。タイム判決で連邦最高裁は単に注目を集めているだけでは個人の関心や意見の相違が公的論争になることはないと言明しているが、むしろ公的論争は直接の参加者ではない人々によっても影響が感じられるがゆえに実際に世間の注目を集めてしまうような紛争である。なお、報道機関による名誉毀損の場合、報道機関は報道価値があると信じて発信しているため、報道価値があるだけで公的論争とみるのは十分ではない。また、自己統治に関する情報への検閲にならないよう裁判所が公衆の関心の正当性に疑問を抱くことは認められない。一方で、論争が実際に存在するかどうかを判断し、その輪郭を定義するために、裁判官は人々がいくつかの特定の問題を実際に議論しているかどうかを調査しなければならない。つまり、一般的な懸念や関心では十分でなく、裁判所は報道機関が議論を報道していたり、人々が何を主張していたか報告したり、公衆が何らかの判断を下すのを手助けすべく事実や考えを明らかにしたりしていたかどうかを確認しなければならない。当該問題が公に議論され、その議論が参加者以外に予見可能な重大な影響を及ぼしていた場合に公的論争であったといえるとの見解が示されている²³⁾。また、法廷意見の脚注では、公的論争の検討において論争の広さを定義づける必要はないとの主張もなされている。狭い論争の場合には参加者の総数が少ないために必要な関与レベルを充たす者の数が少なくなるし、広い論争の場合には参加者の総数が多いために必要な影響を与えられるような者が少なくなるからである。それゆえ、より狭い論争がより広い論争の一段階を構成している場合に、前者の論争で公的人物といえる程度に関与しているが後者の論争で私人の程度に収まっている場合、全体的には公的人物として扱われることになるという²⁴⁾。なお、法廷意見では、次に裁判所は原告の役割を分析しなければならず、原告の参加は些細なあるいは接点がある程度では十分でなく

最終的な解決の要因となるために論争の「最前線に自らを介入させる」程度でなければならぬ。かかる分析においては、原告の過去の行為、報道の範囲、および原告の行為と声明に対する世間の反応を考慮することができる。そして最後に、論争に無関係の虚偽表現を保護する必要はないことから、主張されている名誉毀損が議論における原告の参加と関連していたかどうか、つまり原告の才能、教育、経験、動機が原告の話しを聞くかどうかの国民の決定に関連していたかを検討する必要があるとの判断基準も示されている²⁵⁾。本件については、グリーンベルト社は革新的なマーケティングポリシーがスーパーマーケット業界およびそれを超えて公的論争の対象になっており、その論争はワシントン地区そのほかの消費者や小売業者に影響を与えられると思われるため、原告の解雇についての報道前から同社のさまざまなアイデアなどをめぐる公的論争が存在している。公的論争における原告の役割については、著名で影響力のある会社の役員になるだけで公的人物になるわけではないが、本件の被告は多くの議論を呼ぶ行動に関わるなど単一企業の利益最大化の役割を超えているため、合理的な人にとっては公的論争に身を投じたように思われる。加えて、原告は同社の方針等について議論する記者会見を開いていたなどメディアとの事前のやり取りがあった。以上より、原告は同社と自身の方針に関するコメントにおける限定的公的人物であり、記事も保護される報道の範囲内であり現実的悪意は認められないとの判断が下されている²⁶⁾。

公的論争に関する判断基準を示した判決としては、1981年のFitzgerald v. Penthouse Intern. 事件の連邦地裁判決も挙げられる。本件では、米国の海軍と中央情報局による動物の訓練と使用の疑いを内容とした記事において、原告の活動がイルカ技術の軍事利用に関する説明で言及されていたことから、当該記事の名誉毀損の有無等が争われた²⁷⁾。ミラー裁判官による判断ではまず、必要な公的論争が存在するか否かの問題に関しては、①当該表現のトピックが紛争に

直接参加していない人にとっても何らかの重要な問題であること、②当該表現の主題に関して訴訟当事者以外の者のある程度の認識あるいは参加が認められることという主に2つの論点が存在しているとの見解が示されている。そして、①の論点に関しては、関連するトピックにニュース価値がある場合のみでは条件を充たないことは先例から明らかであるものの、それ以外の基準は確立されていない。そのため、憲法上保護される名誉毀損表現の輪郭については、関連するトピックの相対的な価値につき憲法的に繊細な、内容に基づく決定により明らかにしなければならない。本件については、政府による軍事活動および諜報活動のためのイルカそのほかの海洋動物の使用が不可欠ではないにしても公的関心に適った問題であることを真剣に疑うことはできない。また、すべての市民は、自分自身または選挙で選ばれた代表者を通じて、存在が一般に明らかにされた武器および情報システムを使用する政府の決定につき調査、コメントする権利を有する。それゆえ、イルカのこのような使用は、いかなる基準のもとでも道徳的あるいは人道的懸念に適ったトピックであることも明らかである。②の論点に関しては、公的論争を構築するために表現物が大規模な宣伝活動を伴っていたり、その題材となっていたりする必要はないし、単に論争の解決または結果に関心を示した人数だけで論争の「公的な」性質を測定することも不適切である。そのようなアプローチはガーツ判決等で批判された公的関心事テストと同様である。本件では、訴訟以前から、米国海軍が水中監視を伴う試験のためにベトナムにイルカを出荷したことなどが報道されていたし、海軍の海洋哺乳類グループの上級メンバーが海軍によるイルカそのほかの海洋動物の研究に関する非専門的な本を出版しており、「人々がいくつかの特定の問題を実際に議論している」証拠が存在しているとの考えが述べられている²⁸⁾。なお、原告がその公的論争において公人であるかに関しては、原告が効果的なコミュニケーション・チャンネルにアクセスできたか、原告

が論争において特別に重要な役割を自発的に引き受けたか、原告が論争の解決等に影響を与えようとしたか、当該表現の発信前に論争が存在したか、名誉毀損訴訟の時点まで原告が公人の地位を保持していたかという5つの論点が存在している。本件では原告はイルカの技術に関する多数の記事等を発表しており同研究で先駆けになっているし、過去に自発的に全国テレビ番組でイルカ技術の軍事的応用について議論しており、その議論は訴訟の時点まで継続していたことを示す記事が存在しているため、これらの論点を充たしている。そして、被告は悪意を推定させるのに十分な証拠を提示していない一方、被告は実質的かつ議論の余地のない反対証拠を提示しており、被告が現実的悪意をもって行動したことが明確に証明されたと受け取ることはできないとの結論が下されている²⁹⁾。

以上の2つの裁判例では、「公的論争」に該当する条件として、メディアや公衆が単に関心を持っている論争では足りず、何かしらの議論や公衆に影響を及ぼす問題でなければならないことが強調されている。1984年のLerman v. Flynt Distributing Co.事件における控訴裁判決も同様の見解が示されている。同事件では、原告が執筆し、脚本も担当した映画について、同映画に出演してヌードも披露した女優が原告であるとの誤った記事が雑誌において掲載されたため、名誉毀損等を理由とした差止めや損害賠償を求める訴訟が提起された³⁰⁾。カーダモン裁判官による法廷意見では、原告が限定的公的人物に該当することを主張するためには、原告が①訴訟の対象となっている事件の前に、他者に影響を与えるべく公衆の注意を自身の意見に向けさせることに成功したこと、②訴訟の主題に関連する公的論争に自分自身を自発的に介入させたこと、③公的論争において著名な立場を引き受けたこと、④メディアへの定期的かつ継続的なアクセスを維持してきたことを被告が示さなければならないとの判断基準が提示されている³¹⁾。そして、特定の映画の性別やヌードについてコメントしたことをもって原告が公的論争

Oct. 2020 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における「公的論争」と「公的関心事」の比較

に身を投じたとの被告の主張に対し、そのような話題は単に関心のある問題にすぎず、真の公的論争ではない。公的「論争」とは社会のかなりの部分が強く支持された異なる見解を持っているような話題である。ゆえに、性別と公共スードの関係についてであれば、継続的かつ一般的な公的利益の話題であるため、政治的議論や公務員の批判を伴わないときでも公的論争とみなされる場合がある。本件で問題となっている、映画や印刷媒体における女性または男性のスードの一般的な妥当性については非常に異なる見解があり、スードに関する現代的な基準などの論争ではけんか (the fray) になることもある。原告は率直なスードを主張する作家・脚本家として、このような論争に喜んで参加していることから、限定的公的人物とみなさなければならぬとの判断が下されている³²⁾。

Ⅲ 公的関心事

1. 連邦裁判所

一方で、「公的関心事」がどのように判断されているのかに関しては、現実的悪意の法理を採用したサリバン判決が下され、その後公的関心事に基づく判断基準を否定して公的人物に基づく判断基準を確立したガーツ判決が下されるまでの間の連邦最高裁判決がまずは参考になる。たとえば1967年のTime Inc. v. Hill事件の連邦最高裁判決では、プライバシー侵害の有無が主な争点となっているものの、現実的悪意の立証が原告に要求される名誉毀損的表現についての言及も少なからずなされている。同事件では、原告一家が脱獄囚たちにより自宅で監禁された事件をモデルとした劇に関し、その内容が実際の事件と同様であるような印象を与える記事が雑誌に掲載されたために、損害賠償責任の有無が争われた。劇では監禁中に囚人が家族に暴力をふるう描写がなされていたが、実際には暴力を受けずに丁重に扱われ、原告一家はそのことを新聞記者とのインタビューで答えていた。また、その後は転居するなどマスコミ

を通じた世間の注目から避けるように努めていた³³⁾。ブレンナン裁判官による法廷意見では、言論やプレス保障というのは、本質的に健全な政府に向けられた、公的出来事に対する政治的な表現やコメントの保護ではない。新聞や雑誌は、私人であろうと公職者であろうと、世間の目に人々がさらされるような多くの問題を理解するために必要とされているにすぎない。さまざまな程度で自己が他者にさらされることは文明化されたコミュニティでの生活に伴うものであり、そのようなリスクは、言論とプレスの自由を第一の価値とする社会での生活において必須の出来事である。情報提供と娯楽の境界線はプレスの自由の観点からは非常にあいまいであることから、実際の事件にリンクした新しい劇のオープニングに関する本件記事が公的利益の問題であることに疑いはない。かかる場合には公的出来事に関するコメントよりも誤った言明は避けられないことから、表現の自由が「息をつくスペース」を確保できるように、故意もしくは無謀にも無視してなされた虚偽表現以外の表現は保護されるとの見解が示されている³⁴⁾。ブレンナン裁判官の法廷意見は現実的悪意の立証が原告に求められる問題を公衆の目にさらされている問題と解しており、その範囲をかなり広く捉えているように見受けられるが、一方でハーラン裁判官による反対意見では法廷意見と異なる捉え方が示されている。ハーラン裁判官は、現実的悪意の法理が適用された先例を参考に、虚偽の表現がより広く許容されるのは世間の注目がアイディア間の競争の強い可能性を生じさせる場合であると解している。そのうえで、本件の出来事と劇の関係性についてはそのような競争はありそうもないし、かかる問題において公衆が「独立した利益 (independent interest)」を有しているわけではない。よって、原告が議論で反論に成功するようなフォーラムを見つけることができたとか、原告の生活に対する公衆の関心が自由社会の中核となる議論領域において真実が勝利するのに十分であると考えるのは不合理であると主張しており、単に世

問の注目を集めているだけでは不十分であると判断している³⁵⁾。

1971年のRosenbloom v. Metromedia事件の連邦最高裁判決では、公的関心事に関してヒル判決の言及よりもその範囲を限定する判断が下されている。同事件では、ヌード雑誌の販売業者である原告が、わいせつ物販売容疑で逮捕され倉庫に保管していた雑誌や本も押収されたうえに、被告のラジオ局でもその旨が報道されたことから、わいせつ物ではないとして警察のさらなる捜査等への差止訴訟と同放送への名誉毀損訴訟が提起された³⁶⁾。ブレナン裁判官による法廷意見ではまず、合衆国での生活の質に重大な影響を与える経済的および社会的な力の広大な範囲は私的な手に委ねられており、ゆえに表現の自由の背景の1つである自己統治はさまざまなレベルの政府の公的活動についての知識と議論以上のものを前提としているということが確認されている。また、公的な個人・組織と私的な個人・組織の間で区別するアプローチに対し、伝統的に正式な政治機関を通じてなされてきた政策決定は現在、政府、委員会、企業、協会の複雑な配列を通じてなされており、一部が政府と緩やかに関連しているにすぎず、一方で現在公職に就いていない人の多くが重要な公的問題の解決に深く関わっているとの見解を示した先例の結果同意意見が引用される。そのうえで、公衆の主な関心は当該出来事の中にあり、公衆の焦点は参加者の行動や行動の内容、効果、重要性に向けられ、以前の無名や悪名には向けられていない。したがって、訴訟で問題となった事件のみをもって保護すべき言論であるか否かを判断すべきであり、関係者が有名か匿名かは関係なく、公的または一般的な関心事項に関係するすべての議論に憲法上の保護を拡大することで、修正第1条の具体的内容である、強固な議論へのコミットメントが尊重されることにもなるとの考えが示されている³⁷⁾。本件については、コミュニティは多数の非常に重要な価値観が対立する可能性があるわいせつなどの分野で刑法の適切な施行につき重大な関心

を持っており、公衆は刑法が適切に施行されていることおよび法律が自由な表現を抑制するために違憲的に使用されていないことを確かめることにつき利益を有している。関係者が有名な大規模な雑誌販売業者であるかどうか、ニューススタンドを運営している「私的な」ビジネスマンであるかどうかは国民がこの問題に関心を持っているかどうかを確認するうえで関連性はないとして、明らかに公的関心事の問題であるとの判断が下されている³⁸⁾。なお、ブラック裁判官は同意意見において、法廷意見ではターゲットが「私的な」市民であっても、出版物が正当な公益の主題(a subject of legitimate public interest)に関する場合はいつでも現実的悪意の立証が要求されていると評価する。そして、その具体例として、使用された製品の健康、環境への危険、企業幹部の精神的感情的安定性、多くのグループや個人の人種的および宗教的偏見を挙げている³⁹⁾。

次に、ガーツ判決後の連邦最高裁判決における公的関心事への言及もみていきたい。1985年のDun & Bradstreet v. Greenmoss Builders事件における連邦最高裁判決では、被告が提供していた企業の財務情報および関連情報に関するレポートにおいて原告が破産を申請したとの誤情報が掲載されたため、原告が修正等を求めたところ、原告の元従業員が破産申請した旨の修正しかなされなかったことから、名誉毀損責任の有無が争われた。なお、被告が提供していた情報はサブスクリプション契約を締結した者にのみ提供されており、本件の情報も加入者5名にのみ開示されていたにすぎなかった⁴⁰⁾。パウエル裁判官による相対多数意見では、ガーツ判決の基準の採用が明らかにされつつも、修正第1条の目的である「人々によって望まれる政治的および社会的変化をもたらすためのアイディアの自由な交換の保障」への脅威がない、純粋に私的な関心事(matters of purely private concern)の言論については州の規制に対する憲法上の制限は狭くなるとして、本件の情報が純粋に私的な関心事であるか、そうではない公的

関心事であるかの検討が試みられており、公人テストと公的関心事テストが複合的に用いられている⁴¹⁾。そして、公的関心事の言論は記録全体によって明らかにされる、表現の内容、形式、文脈によって決定されなければならないとの先例に基づき、本件の情報については、話者とその特定の利用者の個人的利益のためだけの言論であったこと、サブスクリプション契約ゆえに5人の契約者のみが利用でき広めることができなかったこと、利益の欲求のみに動機づけられた言論であるため州の規制に対して強固であることを理由に、公的関心事には該当しないとの判断が下されている。つまり、公的関心事に該当する問題であるかは当該表現の普及範囲なども判断要素になることが明らかにされている⁴²⁾。なお、ブレナン裁判官は反対意見において、法廷意見は公的関心事であるかにつき結局のところは単に当該表現の主題 (the subject matter of the expression) に焦点を当ててしていると評価している。そのうえで、公的関心事の主題に関し、商業的または経済的問題に関する言論は、「修正第1条の中心的な意味」を直接指し示していなくても、自分たちを取り巻く無数の日々の経済的および社会的現象から学んだことが投票選択につながっていることから、我々の公的な議論の重要な部分である。地元企業の破産の発表は、その企業が所在する地域の経済に影響を及ぼすことから、その地域の住民にとっては大きな懸念となる可能性のある情報であるとして、本件のレポートが公的関心事の範囲内であるとの考えを述べており、その範囲をかなり広く捉えようとする姿勢がうかがえる⁴³⁾。

また、同年の *Phila. Newspapers v. Hepps* 事件の連邦最高裁判決でも公的関心事に関する言及がわずかであるがみられる。同事件では、ビール等を販売するチェーン店を営む企業について、同企業の筆頭株主である原告らが組織犯罪とのつながりを持ち、州の立法・行政プロセスに影響を与えるためにかかるつながりをいくらか利用していた旨の記事が発信されたために、名誉毀損責任の有無が争われた⁴⁴⁾。オコ

ナー裁判官による法廷意見では、名誉毀損の議論においては2つの方向性、つまり①原告が公人であるか私人であるか、②問題となっている言論が公的関心事であるかどうかに分けることができ、①②の組み合わせで考え方が変化することが示唆されている。すなわち、原告が公人で言論が公的関心事である場合は原告がメディアの被告から損害賠償を回復するために州のコモンローが提起するよりもはるかに高い壁を乗り越えることを修正第1条が明確に要求している。原告が私人で言論が公的関心事である場合は修正第1条が依然として州のコモンローよりも優先されるが、その要件は少なくとも原告が公人で言論が公的関心事である場合よりは憲法上の制約はなされていない。原告が私人で言論がもっぱら私的関心事である場合は修正第1条は州のコモンローの変更を必ずしも強制していないという⁴⁵⁾。そして、原告が私人であるが、言論が政治プロセスの正当性という修正第1条の中核に関係する明らかに重要な公的関心事である本件においても、公的関心事に関する真の言論が不当な責任追及によって抑止されないようにするために、名誉毀損的な言論が虚偽であるとの推定が働く。つまり、被告が言論の真实性を立証しなければならないとする州のコモンローの推定よりも、原告が言論の虚偽性を立証しなければならないとする憲法上の要請が働くとして、かかる基準に従って判断するよう破棄差戻しの判断が下されている⁴⁶⁾。したがって、ガーツ判決後の2つの連邦最高裁判決でも、公的関心事に関しては、ガーツ判決以前の判決と同様に、政治機関を通じてなされてきた政策決定を公的関心事の中核に位置づけたいうえで、その周辺の問題をどこまで含めるかにつき当該表現の形式や範囲も加味しながら検討されている⁴⁷⁾。

また、連邦最高裁以外の判決としては、1997年の *Levinsky's Inc. v. Wal-Mart Stores* 事件の第1巡回区控訴裁判決が公的関心事について比較的詳細に述べており、上記の連邦最高裁判決とは若干異なる方向性や判断要素が示されて

いる。同事件では、メイン州で小売衣料品店を経営する家族経営の原告企業が被告ウォルマート社と同州で競合していたところ、ウォルマート社の同州内の店長が記者の電話インタビューにおいて、原告の店は「粗末な店」であるなどと述べ、かかる内容がビジネス誌に掲載されたことから、名誉毀損等を理由とした補償的損害賠償、懲罰的損害賠償、推定的損害賠償を求め訴訟が提起された⁴⁸⁾。セルヤ裁判官による法廷意見は、公的関心事の範囲内にあるかどうかについてはその「内容、形式、文脈」を参照して判断しなければならない。その際には、関連するコミュニティの規模はそれほど大きくなくてもよいし、関連する関心事が最重要事項である必要もなければ、国家的な範囲である必要もない。むしろ「一般市民の比較的小数の人々が関心を持つ可能性のある問題についての言論であれば十分である」として、名誉毀損の表現の普及範囲につき緩やかに判断する態度を示している。また、公務員の事件は通常、公共部門の仕事に関連した問題についての言論を伴い、政府の仕事に対する批判は修正第一条によって保護された行為の中核をなしており、法律家と弁護士も同様の類推が働くことにも言及する⁴⁹⁾。さらに、被告が記者とのインタビューにおいて大学生とのプライベートな会話であると誤認していたかのみに基づき公的関心事を判断した連邦地裁に対し、ある状況下では、私的な発言も公的関心事が内在している可能性があるため、発言者の「公的言説に貢献しようとする主観的な意図」を考慮できる。しかし、発話者の意図は当該言論の形式、内容、文脈の記録全体の評価によって暗示される関連要因の1つにすぎないことは明らかであり、第一の焦点は会話の機密性に関する話者の主観的な意図ではなく、言論の内容とトピックに対する公衆の認識に留めなければならないと批判しており、公的関心事の判断要素として発言者の主観面をあくまで一要素にすぎないが加えている。そして、本件については、証拠として提出された記録が非常に乏しく、被告が公的関心事の問題について発言し

たかどうか明確な答えは示唆されないとして、破棄差戻しの判断を下している⁵⁰⁾。

2. 州裁判所

アメリカ合衆国での名誉毀損に関しては、原告が公人である場合は前述のとおり現実的悪意の立証が原告に連邦憲法上要求される一方で、私人である場合、懲罰的あるいは推定的損害賠償の請求については現実的悪意の立証が要求され、それ以外については無過失責任でない限りにおいて各州の判断に委ねられている⁵¹⁾。それゆえ、州によっては、私人に対する名誉毀損においても、公的関心事に該当するか否かに基づき現実的悪意の立証を原告に課しており、連邦裁判所とは異なる観点から公的関心事につき検討した裁判例も存在する。具体的には、コロラド州、アラスカ州などの裁判所では公的関心事テストが導入されており、ニュージャージー州、ニューヨーク州の裁判所では公的関心事テストに類似した判断基準が設けられているとの指摘がなされている⁵²⁾。そこで、これらの州の公的関心事に関する代表的な判決もみていきたい⁵³⁾。

まず、コロラド州の名誉毀損訴訟においては、2008年のMcIntyre v. Jones事件の州控訴裁判決が公的関心事に関する判断においてしばしば引用されている。同事件では、同州のコンドミニアム団地組織の理事会メンバーである被告がほかのメンバーに向けて、同理事会の簿記を務めていた原告が理事会の資金を着服している等の虚偽の批判をおこなったことから、名誉毀損の有無が争われた⁵⁴⁾。ジョーンズ裁判官による法廷意見では、公的関心事の境界線は容易に定義することはできずケースバイケースで決定しなければならないが、一般的に、「情報が必要とされている、または適切である」問題を包含している場合、あるいは「公開されているものに正当な関心を持つことを公衆が合理的に期待できる」場合はいつでもその問題は公的関心事であるとした先例が確認されている。また、より具体的には、「政治的、社会的、またはその

Oct. 2020 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における「公的論争」と「公的関心事」の比較

他の地域社会の関心事に関連していると公正に考えられる」場合、あるいは「公衆がその主題について正当な関心を持つことが合理的に期待されるときに、教育、娯楽、または啓発の目的で公衆に情報を提供する際に名前、外観、または事実を使用する」場合にその問題は公的関心事であることも確認されている。そして、当該言論が公的関心事に関係するかどうかを判断する場合には、「発言の内容、形式、文脈を、記録全体から明らかになった発言の動機や『ポイント』と合わせて分析しなければならない」との判断方法が示されている⁵⁵⁾。そのうえで、本件については、私人である原告と非メディアである被告が関与しているし、当該言論も純粋に個人的な文脈、つまり理事会の3人のメンバーに宛てた手紙の中で伝えられたにすぎない。多数の住宅所有者の組織がバナンスに関連していたとの主張についても、簿記は同組織によって選ばれていたわけではなく、その選任は多数の個人に影響を与えるものではないため、当該言論は公的関心事には関係しないとの判断が下されている⁵⁶⁾。なお、同判決では原告が限定的公的人物であるかについても検討されているが、公的論争と公的関心事を同視したうえで、前述のとおり当該表現が公的関心事でないことを理由に限定的公的人物には該当しないとの判断が下されている⁵⁷⁾。

アラスカ州の名誉毀損訴訟においては、1995年のMount Juneau Enters. v. Juneau Empire事件の州最高裁判決がよく引用されている。同事件では、原告企業が路面電車の建設を計画していることについて、同企業の社長が利害関係を有している別の企業が破産手続きの勧告を受けている旨の記事、および同社長の敷地内にあった廃油タンクにガチョウが入り込み死亡したことにつき軽犯罪にすぎないにもかかわらず渡り鳥条約法(the Migratory Bird Treaty Act)違反で重罪である旨の記事が掲載されたため、名誉毀損の有無が争われた⁵⁸⁾。ラビノウィッツ裁判官による法廷意見はまず破産記事について、路面電車計画が市と長い間続けら

れ、多くのパブリックコメントや公聴会がなされており、同社長が同計画の資金調達等の先頭に立ってきたとして、前述のワールドバウム判決の基準に基づき原告が公人であることを認めている⁵⁹⁾。そのうえで、廃油タンクの記事につき、アラスカ州裁において、公人テストは現実的悪意の基準を適用するための唯一のルートではなく、名誉毀損の原告が公人ではない場合でも、公共の利益や関心(public interest and concern)のある問題に関する出版物に同基準が適用されることで、自由な意見交換がさらに保護されているとの立場を明らかにしている。そして、タンクのあった土地が元々は路面電車事業のために購入されたことに異議を唱えていないし、敷地内の危険物の排除は公共の利益の追加的な問題を提起しているとして同基準が適用されるとの見解を示している⁶⁰⁾。

ニュージャージー州の裁判所に関しては、2008年のSenna v. Florimont事件の州最高裁判決が公的関心事の範囲について詳細に検討している。同事件では、ゲームサロンを営んでいた原告が競争相手の被告が営業していた地区に新たな店をオープンしたところ、原告のほかの店のチケットが同店で使えるにもかかわらず、使えないと被告の従業員が顧客に伝えていたために、営業妨害および名誉毀損の有無が争われた⁶¹⁾。アルビン裁判官による法廷意見では、「正当な公的関心事に関する情報やコメントの自由な流れの必要性」は、スピーチの対象が公務員や公人であるかどうかにかかわらず、発言者の保護を強化する必要があるため、同州は連邦最高裁の義務づけ以上に公的関心事を含む言論に対して大きな保護を提供する考えを受け入れていることが確認されている⁶²⁾。そのうえで、法廷意見は被告が報道メディアである場合とそうでない場合で判断を分ける。被告が報道メディアである場合については、州のコモンローにおいてフェアコメントの特権が認められていることを根拠に、「合法的な公的利益を示唆し、公衆の注目と精査の現実的な可能性をもたらさるうことを合理的に知っていなければならない

行為に自発的かつ承知のうえで従事した」とときには現実的悪意の立証が原告に必要なとした先例を確認する。そして、「公的利益に影響を与える活動」としては、健康と安全に影響を与える事業活動、政府によって高度に規制されている産業、犯罪的詐欺、実質的な規制違反、公的利益を想起する消費者詐欺で告発された事業を挙げている⁶³⁾。一方、被告が報道メディアでない場合については、言論がどの程度保護されるかは自由な情報の流れに対する公的利益、発言者の適切に注意する能力、自己の評判が虚偽の中傷的な言論によって攻撃を受けたときの法的救済の必要性のバランスによって決定されることとしたうえで、公的利益に関わる問題の活発で自由な議論は社会的に重要な利益をもたらすことから、かかる問題での自己検閲を防ぐために現実的悪意の基準が適用されるとしている⁶⁴⁾。そして、何が公的関心事を構成するかの判断方法を考えるにあたって、「記録全体によって明らかにされる、表現の内容、形式、文脈によって決定されなければならない」ことを確認して商業的言論と政治的言論を区別した前述のダン&ブラッドストリート事件判決を参考に、1つの判断要素として当該言論の発言者に注目する。メディアが発言者である場合は前述のとおり言論の保護を受けることになるが、それはほとんどの場合にメディアが他人の評判を傷つけることで直接的な経済的利益を得られる可能性は低いからである。逆に、事業主が経済的利益のために市場で競合他社を誹謗中傷するようなケースでは、そのような商業的中傷が言論の自由の価値観の中心にあるという結論に達することは困難である。公的関心事の知識を普及させるという大義に向けられた不注意な言論を責任から免除するのは賢明であるが、実質的な補償的利益を伴わずに虚偽や他人に害を与えるような過失ある言論を保護することは正当化できない。それゆえ、ビジネスのライバルが害を与えるために発信した虚偽・中傷的な言論に対して、より大きな保護を与えることに公的利益を見出すことはできず、過失基準が適切であるとの見

解を示している⁶⁵⁾。本件については、被告の従業員による当該言論の内容は商業的な言論として特徴づけることができるし、その形式と文脈から、詐欺の告発が原告のサロンを追いやることを意図したものであることは疑いの余地がなく、新聞社がさまざまな情報源を使って中立的な立場で調査報道をおこなったケースでもないとして、公的関心事には該当しない旨の判断を下している⁶⁶⁾。

ニューヨーク州の名誉毀損訴訟に関しては、1999年のHuggins v. Moore事件における州控訴裁判決が公的関心事について詳しく説明している。同事件では、人気ミュージカル女優であった女性の離婚問題において、元夫である原告から経済的、身体的、精神的虐待を受けてきたことを被告が主張している旨の記事が市内のタブロイド紙に掲載されたため、当該記事による名誉毀損の有無が争われた⁶⁷⁾。レヴィン裁判官による法廷意見はまず、同州では公的関心事に関する報道に関し、メディアを名誉毀損で訴える私人の原告は重大な無責任(gross irresponsibility)すなわち被告メディアが「通常、責任ある当事者が従うべき情報収集と普及の基準を十分に考慮することなく、著しく無責任な方法で行動した」ことを立証しなければならないという基準が確立していることを確認している。そして、当該言論が正当な公的関心事の範囲内にあるかどうかを判断するにあたって、中傷的な発言は体裁のない単語、フレーズ、文章からではなく文章全体の文脈の中から評価され、主題が「単なるゴシップや趣味的関心の領域に入る」出版物や限られた個人的な聴衆にのみ向けられた出版物は公的関心事には関連せず、記事が新聞に掲載されたという事実のみで公開されたことが保証されるわけではないことも確認している。もっとも、同州の判断基準は専門的なジャーナリスティックな判断に委ねられており、明らかな濫用がない限り、裁判所は何が公的関心事を構成するかについて編集者の判断を二の次にすることはなく、文章の特定部分が公的関心事の主題に「合理的に関連し

Oct. 2020 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における「公的論争」と「公的関心事」の比較

ている」かどうかの判断も同様であるとして、ジャーナリストの裁量をかなり広く捉えている。また、私人の生活の中での出来事の描写が「人間的な関心」にすぎなくても、正当な公共の関心事のテーマが経験から合理的に引き出される限り、問題が公共の関心事である可能性があることにも言及している⁶⁸⁾。本件については、出版物で取り上げられた当事者の交流が「私事」であったということのみでは公的関心事に該当しないとはいえない。そして、被告には経済的配偶者虐待という現代的事象の被害者として発言するためのプラットフォームが与えられていたし、被告の失墜と主張が、活字・放送メディアの全範囲にわたって全国的に報道されていたことから、被告の事情が地域社会の公的関心事に合理的に関連するとの新聞編集部の判断は過小評価できない。ゆえに、中傷的な文章は編集上の裁量権の濫用を構成するほど公的関心事とはかけ離れたものではなく、原告は被告が当該記事に有害な虚偽を掲載したことにつき「重大な無責任」であったことを証明しなければならないとの判断している⁶⁹⁾。

IV 「公的論争」と「公的関心事」の整理と比較

1. 公的論争

「公的論争」と「公的関心事」は以上のように連邦裁判所や州裁判所で展開されているが、次に両者の概念の整理と比較を試みていきたい。

まず、公的論争について、連邦裁判所はかつて採用されていた公的関心事と区別する観点から、ある程度の条件を充たした議論に限定する態度を見せている⁷⁰⁾。すなわち、公的論争とは単に聴衆の一部が関心を抱いているだけでは足りずその関心が正当あるいは価値があるとみなされる類いのものでならず、「社会の出来事」と関連している問題でなければならない。そして、「論争」は小さな限定的なコミュニティ内で認知されているだけでは足りず、広く社会的に認知されている程度でなければならない。その

社会的な認知度については、当該表現のトピックが紛争に直接参加していない人にとっても何らかの重要な問題であり、その議論の結果が一般公衆あるいはその一部に目に見えるほどの影響を及ぼしているかが判断要素になる。なお、名誉毀損訴訟においてはマス・メディアが当事者になることも多いからか、マス・メディアの関わりについての言及も連邦裁判所ではなされているところ、マス・メディアの関心は必要条件ではあるが、十分条件ではないというのが連邦裁判所の立場であると考えられる。つまり、公的論争は直接の参加者ではない人々も影響が感じられるがゆえに実際に世間の注目を集めてしまっているような問題であるところ、これを判断するにあたっては、マス・メディアが議論を報道していたり、人々が何を主張していたか報告したり、公衆が何らかの判断を下すのを手助けすべく事実や考えを明らかにしたりしていたかどうか指針となる。しかし、特にマス・メディアによる名誉毀損の場合、マス・メディアは報道価値があると信じて発信しているため、報道価値があるというだけで公的論争と認定すれば、ほぼすべての問題が公的論争になり、被害者にあまりに不利な結果となってしまうので、あくまで判断指針の1つに留めなければならない。したがって、ワット・ホプキンスによれば、裁判所で公的論争に該当すると判断されたのは、多くの人命の損失を伴うもの、重要な政策問題を伴うもの、公衆衛生に影響を与えるもの、あるいは同様の懸念を伴うものであったという⁷¹⁾。

また、公的「論争」である以上は実際に議論されていることが必要であり、当然ながら賛否双方の主張がなされている問題で、社会のかなりの部分が強く支持された異なる見解を持っているような問題でなければならない。また、連邦裁判所は訴訟そのものを「論争」と捉えることにつき否定的な立場を明確にしており、当該議論は名誉毀損の問題となった行為がなされる前から継続的かつ一般的になされおり、訴訟当事者以外の者のある程度の認識あるいは参加がな

ければならないと述べている。ただし、「公的」論争と表現しつつも、当該議論が必ずしも政治的議論や公務員の批判を伴わなければならないとは解しておらず、これらを内容としていない議論であっても公的論争とみなされる場合がある。また、議論の「広さ」についても厳密には捉えられておらず、表現物が大規模な宣伝活動を伴っていたり、その題材となっていたりする必要はない。単に論争の解決または結果に関心を示した人数だけで論争の「公的な」性質を測定することも不適切であり、より狭い論争がより広い論争の一段階を構成している場合に、前者の論争で公的人物といえる程度に関与しているが後者の論争で私人の程度に収まっている場合、全体的には公的人物として扱われることもあると述べられている⁷²⁾。

2. 公的関心事

一方で、公的関心事については「公的論争」よりも広い概念として捉えられることが多いように見受けられる。公衆の関心が自由社会の中核となる議論領域である、あるいは正当な公益の主題に関係しているといった限定がなされている裁判例もある。しかし、基本的にはコミュニティ内で多数の重要な価値観が対立しうる問題、情報が必要とされているまたは適切である問題、公衆がその主題について正当な関心を持つことが合理的に期待される問題であれば「公的関心事」に該当すると判断が裁判所では下されている⁷³⁾。

より具体的には、政治プロセスの正当性などの政治的問題、あるいは社会的問題そのほかの地域社会の関心事に関連する問題であり、伝統的な政策決定やわいせつ問題、さらには使用された製品の健康および環境への危険、企業幹部の精神的感情的安定性、多くのグループや個人の人種のおよび宗教的偏見、健康と安全に影響を与える事業活動、政府によって高度に規制されている産業、犯罪的詐欺、実質的な規制違反、公的利益を想起する消費者詐欺で告発された事業などかなり幅広く該当しうる⁷⁴⁾。私人の生活

の出来事の描写が人間的な関心にすぎなくても、正当な公的関心事のテーマが経験から合理的に引き出される限り、問題が公的関心事である可能性があるとも考えられている。

もっとも、「公的関心事」についても「公的論争」と同様に、当該記録全体から表現の内容、形式、文脈を総合的に判断され、いかなる問題を扱っているかは判断要素の1つにすぎないとされている。それゆえ、たとえ当該問題への公衆の関心が正当な公益に該当したとしても、当該言論が向けられた対象がきわめて少数で個人的な文脈で発信されており、当該言論に報道価値や一般の人々の正当な関心が認められない場合には公的関心事に該当しないこともありうる。また、一見すると正当な公益に該当しないような商業的または経済的問題であっても、経済のおよび社会的現象から学んだことも政治選択につながりうることから、公的関心事に該当する可能性がある⁷⁵⁾。

よって、公的関心事の判断においては、原告や被告、当該問題に関心あるコミュニティがいかなる立場であるかも特に重視されていないように思われるが、この点については判断が分かれている。たとえば、重視しない判断として、伝統的に正式な政治機関を通じてなされてきた政策決定は公職に就いていない人の多くも重要な公的問題の解決に深く関わっているとして原告の立場を考慮しないとの先例を確認した前述のローゼンブーム連邦最高裁判決や、関連するコミュニティの規模はそれほど大きくなくてもよく、むしろ一般市民の比較的小数の人々が関心を持つ可能性のある問題についても公的関心事に該当しうるとした前述のレヴィンスキー連邦控訴裁判決が挙げられる。一方で、重視する判断として、被告がメディアであるか否かを考慮する判決がある。たとえば、前述のニュージャージー州最高裁におけるセナ判決では、メディアは言論活動の中心的役割を担っており、またほとんどの場合に他人の評判を傷つけることで直接的な経済的利益を得る可能性が低い一方で、事業主は経済的利益のために市場

Oct. 2020 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における「公的論争」と「公的関心事」の比較

で競合他社を誹謗中傷することもありうるし、そのような商業的中傷が言論の自由の価値観の中心にあるともいえないといった違いが指摘されている。また、前述のニューヨーク州控訴裁におけるヒギンズ判決でも、主題が「単なるゴシップや趣味的関心の領域に入る」出版物や限られた個人的な聴衆にのみ向けられた出版物は公的関心事であるとはいえないが、原則としては専門的なジャーナリスティックな判断に委ねられており、明らかな濫用がない限り、裁判所は何が公的関心事を構成するかについて編集者の判断を尊重すべきとの判断が下されており、被告がメディアであるか否かが意識されている。ほかに、前述のコロラド州控訴裁におけるジョーンズ判決では、被告が教育、娯楽、または啓発の目的で公衆に情報を提供する際に名前、外観、または事実を使用する場合に公的関心事に該当するとして、被告の主観面までもが判断要素に採り入れられている。

3. 両者の比較

以上のように、「公的論争」と「公的関心事」ではこれらに該当する問題の範囲やそれに対する裁判所の意識の違いがある。

公的論争は小さな限定的なコミュニティ内で認知されているだけでは足りず、広く社会的に認知されている程度の論争でなければならないことや社会のかなりの部分が強く支持された異なる見解を持っているような問題でなければならないことなど、該当する問題を限定しようとする態度が強くみられる。このような態度の理由としては、前述のガーツ判決等でも言及されているように、公的関心事テストとの差別化、つまり裁判官にアドホックな判断という困難な負担を課してしまい、結果として表現の自由や人格権に対する過度な干渉にもつながってしまうことが挙げられる。ウォーカーも公的論争を公的関心事と同様の概念と捉えてしまえば、裁判所が言論の価値をその場しのぎで評価することで、自由な意見交換を阻害してしまうという問題が生じると主張している⁷⁶⁾。また、どのよ

うな問題を公的な議論と評価すべきかを裁判官に決定させることは、国民自らが政府の協議事項をコントロールすることを前提とする民主的自治の原則に本質的に矛盾してしまうという懸念もあるかもしれない⁷⁷⁾。あくまで原告が公人であるか否かを基準に判断すべきであって、公的論争は限定的公的人物であるか否かの判断要素の1つに留めるべきであるという意識が裁判所にあることが考えられる⁷⁸⁾。

一方で、公的関心事はコミュニティ内で多数の非常に重要な価値観が対立する可能性などがあれば、私人の生活の中での出来事の描写や商業的または経済的問題等であっても該当すると判断されており、公的論争よりも広い概念として捉えられている。ロバート・ドレッツェルも、裁判所は公的論争を公的関心事の中の比較的狭い部分集合であることを明らかにしており、当該訴訟が公的関心事であり、特定個人がその訴訟に関与したからといって、本質的に公人としての地位が生まれるわけではないことを示唆していると主張している⁷⁹⁾。広い概念として捉えられている理由としては、情報提供と娯楽の境界線が非常にあいまいであり、どのような内容であれば名誉毀損の責任が軽減されるのか発信者には判断が困難であって、結果として自己検閲につながり、ひいてはサリバン判決で示された公的論点に関する自由で、力強く、広く開かれた議論がなされなくなることが上記の裁判例等から読み取れる⁸⁰⁾。また、公的または一般的な関心事に関係するすべての議論とコミュニケーションに憲法上の保護を拡大したほうが、修正第1条が保障しようとする強固な議論へのコミットメント、あるいは「正当な公的関心事に関する情報やコメントの自由な流れ」や公衆の注目と精査が促されることになるという意識が根底にあるとも考えられる。

また、両者の捉え方の違いの1つとして、マス・メディアの扱いも挙げられる。公的論争では報道価値があるというだけで公的論争と認定すれば、ほぼすべての問題が公的論争になってしまうので、あくまで判断指針の1つに留め

るべきとの考えが示されている一方で、公的関心事に関する一部の判決ではマス・メディアはほとんどの場合、経済的利益のために市場で競合他社を誹謗中傷するような、言論の自由の中核ではない表現活動には従事していないとして、その専門的な判断も踏まえて判断すべきとの考えが示されている。ドレッツェルも、公的関心事と私的関心事の区別においては、当該表現のフォーラム、つまりは名誉毀損とされる表現がマス・メディアに提供されたり、広められたりされたかが重要な判断要素になっていると分析している。ドレッツェルによると、かかる要素は明示的というよりも暗黙的であるが、公的関心事に関係していることを示す証拠としてジャーナリストの証言を提出することが非メディアの被告に認められていることから読み取れるという⁸¹⁾。このようなマス・メディアの扱いの違いも、公的論争はあくまで「原告」が公人であるか否かの判断要素であるから被告の事情を過度に考慮すべきではないという意識が強いのに対し、公的関心事は当該言論の「内容」が判断要素の中核であるから、内容に関わる当事者の事情をできる限り考慮したほうがよいという意識が強いからではないかと考えられる⁸²⁾。

V むすびにかえて

本稿では、アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における公人テストの判断要素の1つである「公的論争」と公的関心事テストにおける「公的関心事」という、表現内容に関わる要件がそれぞれどのような概念であるかを代表的な裁判例を通じて明らかにしつつ、両者の比較を試みた。

「公的論争」に関しては、その範囲を上げすぎたしまえば裁判官にアドホックな判断という困難な負担を課してしまい、表現の自由や人格権に対する過度な干渉にもつながってしまうという意識があるからか、広く社会的に認知されている程度の論争でなければならないなど該当する論争を限定する方向で解釈されている。一方で、「公的関心事」に関しては、私人の生活の中

での出来事の描写や商業的または経済的問題等も含まれると判断されるなど該当する論争を限定しない方向で解釈されている。いずれの概念も表現の自由と人格権のバランスが根底にあるのにそれらの方向性が逆であるのは、表現の対象者を軸に判断するのか、表現の内容を軸に判断するのかの違いであろう。

なお、わが国での名誉毀損法理に関しては、たとえば刑法230条の2でまず第1項は表現内容が「公共の利害に関する事実」である場合に真実性の立証による免責を認め、第3項でその「公共の利害に関する事実」に含まれる表現内容として公務員等に関する事実が挙げられるという形になっており、表現内容を主軸としていることから、後者の方向性が採られているのではないかと推測されるが、「公共の利害に関する事実」が実際の裁判等でどのように解釈されているのかについては別の機会に検討していきたい。また、「名誉・プライバシーと表現の自由との調整は、人物の社会的地位や属性から一義的に図りうるものではない」として、「公人か私人か」という議論は法的には実益がないとの主張もわが国ではなされているが、アメリカ合衆国の「公的論争」と「公的関心事」の解釈の方向性の違いをみる限りでは、やはり「原告の地位」と「表現内容」のいずれを主軸と置くかは表現の自由と人格権との調整をいかに図っていくかという問題において重要な論点であると捉えるべきであり、かかる論点については今後も検討を重ねていく必要があるといえる⁸³⁾。

ただし、公的関心事と異なり公的論争はあくまで公人テストの一判断要素にすぎないことには注意しなければならない。すなわち、公的論争のみでは公的関心事より範囲が狭くとも、ガーツ判決等でも示されているほかの判断要素、つまりは①原告に反論に効果的なコミュニケーション・チャンネルへのアクセス可能性が認められるか、②原告が公的論争に自ら最前線に立っているのかも含めて評価した場合に公的関心事テストと同等の頻度で原告に現実的悪意の立証が課されているのであれば、総合的に

Oct. 2020 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における「公的論争」と「公的関心事」の比較

は両テストにおける、表現の自由の保障の程度などに違いはないということになる。したがって、アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟で表現の自由や人格権がどの程度保障されているのか、わが国よりも表現の自由に重きが置かれているのか、あるいは表現の自由を保障するために同国の名誉毀損法理をわが国に導入することが適切なのかなどを考察するにあたっては、限定的公的人物の判断要素である①②のより具体的な条件についても明らかにしていかなければならない。したがって、これらの点についても別の機会で検討していきたいと考える。

注

- 1) 最判昭和44年6月25日刑集23巻7号975ページ、最判昭和41年6月23日民集20巻5号1118ページ。
 - 2) たとえば、松井茂記『表現の自由と名誉毀損』(有斐閣, 2013年)など。
 - 3) *New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254 (1964); *Gertz v. Robert Welch, Inc.*, 418 U.S. 323 (1974).
 - 4) 418 U.S. at 351-352 (1974).
 - 5) Marc A. Franklin & David Anderson, *Mass Media Law*, 308-11 (5th ed. 1995).
 - 6) たとえば、ガーツ判決のブラックマン裁判官の同意意見では、同判決によってかかるアプローチが事実上撤回されたと明言されている。418 U.S. at 353 (Blackmun, J., concurring).
 - 7) ロドニー・スモラによる整理では、公的人物を定義づけるために下級審裁判所で採用されたアプローチすべてにおいて、①ある種の「公的論争」の存在、②その「公的論争」への原告の関与がなければならないという判断要素が事実上含まれているという。より具体的には、論争が中傷的発言に先行していた程度、論争が非参加者の利益に与える影響、論争をめぐる公共の分裂性の程度など9つの要素のさまざまな組み合わせによって判断されている。Rodney A. Smolla, *Rights and Liabilities in Media Content: Internet, Broadcast and Print* 341-342, 344-345 (2011).
- また、エリック・ウォーカーによれば、全体的にみると、下級審裁判所は限定的公的人物を4段階のプロセスで検討しているという。つまり、①論争を切り分け、公共の利益の範囲を決定する、②論争における原告の役割を検討する、③名誉毀損の発言が論争における原告の役割と関連性が

あるかどうかを判断する、④原告のメディアのコミュニケーション・チャンネルへのアクセスの程度を分析するというプロセスである。下級審裁判所の判断はさまざまであるが、それはこれらのプロセスに関する解釈の違いであるとウォーカーは説明している。Erik Walker, *Defamation Law: Public Figures - Who Are They?*, 45 *Baylor L. Rev.* 955, 968-969 (1993).

さらに、藤田尚則も下級審裁判所は「公的人物該当性について第一段階テストとして『公的論争の存在』を認定し、…この公的論争が存在することを前提として、第二段階審査へと進み…『コミュニケーション・チャンネル利用の要件』と『公的論争の最前線への自らの投入の要件』を、…原告の人物の性質を公的論争に関連させて」判断していると分析している。藤田尚則「表現の自由と公的関心事(3)——2011年合衆国最高裁判所 *Snyder* 判決を契機に——」創価法学第45巻2号73ページ。

- 8) 「公的論争」や「公的関心事」に関する裁判例は非常に多く、また判断方法もさまざまであって、ある裁判例では「公的人物の定義はクラゲを壁に釘付けする行為である」と述べられており、わが国の論考でもかかるフレーズがしばしば紹介されている。*Rosanova v. Playboy*, 411 F. Supp. 440, 443 (S. D. Ga. 1976). それゆえ、本稿もあくまで代表的な判決で共通してみられる特徴を見出すという内容に留めている。
 - 9) 418 U.S. 323 at 344-345.
 - 10) *Id.* at 346.
 - 11) *Id.* at 351-352.
 - 12) *Time, Inc. v. Firestone*, 424 U.S. 448, 450-452 (1976).
 - 13) *Id.* at 453-455.
 - 14) *Id.* at 487 (Marshall, J., Dissenting).
- ただし、マーシャル裁判官の反対意見では、ガーツ判決は個人の行動と世間の注目度で判断しようとしたことに意味があり、法廷意見のような判断方法ではアドホックな判断の困難さという問題が生じるとの批判がなされている。*Id.* at 487-490 (Marshall, J., Dissenting).
- 15) *Hutchinson v. Proxmire*, 443 U.S. 111, 114-117 (1979).
 - 16) *Id.* at 135-136.
 - 17) *Wolston v. Reader's Digest Ass'n* 443 U.S. 157, 159-163 (1979).
 - 18) *Id.* at 165-166.
 - 19) *Id.* at 166-168.
 - 20) *Id.* at 166, n8.

なお、ブレナン裁判官は反対意見において、ソ連のスパイ活動とウォルストンの関与を合衆国の

安全性に関する議論の一内容として捉えた連邦控訴裁の判断を支持しており、問題を広く捉えることで「論争」にするという手法を用いている。*Id.* at 172 (Brennan, J., dissenting).

- 21) *Waldbaum v. Fairchild Publications, Inc.*, 627 F.2d 1287, 1290-1291 (D.C. Cir. 1980).
- 22) *Id.* at 1292.
- 23) *Id.* at 1296-1297.
- 24) *Id.* at 1297, n27.
- 25) *Id.* at 1298.
- 26) *Id.* at 1298-1300.
- 27) *Fitzgerald v. Penthouse Intern., Ltd.*, 525 F. Supp. 585, 587 (D. Md. 1981).
- 28) *Id.* at 589-591.
- 29) *Id.* at 592-601.
- 30) *Lerman v. Flynt Distributing Co.*, 745 F.2d 123, 127-128 (2d Cir. 1984).
- 31) *Id.* at 136-137.
- 32) *Id.* at 135-138.
 ほかに、1981年の *Velle Transcendental Research Ass'n v. Sanders* 事件の連邦地裁判決で「公的論争」の判断方法に関する言及がみられる。ケルハー裁判官による法廷意見は、原告の活動が原告を限定的公的人物にするかどうかという問題は通常、原告が巻き込まれている論争を取り巻く世間の注目を構成する状況の全体を考慮することによってのみ解決できる問題と非常に類似していることを明らかにしている。*Velle Transcendental Research Ass'n v. Sanders*, 518 F. Supp. 512, 516 (C.D. Cal. 1981).

なお、本稿で挙げた裁判例は「公的論争」ひいては公的人物に関する一定の判断基準になっているものの、これらの基準を採用した裁判例は限定的であると指摘される。実際、いくつかのケースでは、名誉毀損原告の公人・私人の地位をどのように結論づけたかについて単に沈黙しているだけであるという。*Harry W. Stonecipher & Don Sneed, A Survey of the Professional Person as Libel Plaintiff: Reexamination of the Public Figure Doctrine*, 46 Ark. L. Rev. 303, 329-330 (1993).
- 33) *Time Inc. v. Hill*, 385 U.S. 374, 376-380 (1967).
- 34) *Id.* at 387-391.
- 35) *Id.* at 405-408 (Harlan, J., dissenting).
 加えて、ハーラン裁判官はサリバン事件と異なる点として、本件の原告が非自発的に世間の注目を集めてしまったことにも言及しており、後のガーツ判決の基準につながる見解を示している。*Id.* at 408-409 (Harlan, J., dissenting).
- 36) *Rosenbloom v. Metromedia*, 403 U.S. 29, 30-35 (1971).
- 37) *Id.* at 41-44.

See *Curtis Publishing Co. v. Butts*, 388 U.S. 130, 163-164 (1967) (Warren, J., concurring in result).

- 38) *Id.* at 43-45.
- 39) *Id.* at 58-59 (Black, J., concurring).
- 40) *Dun & Bradstreet v. Greenmoss Builders*, 472 U.S. 749, 751-752 (1985).
- 41) *Id.* at 757-761.
- 42) *Id.* at 761-763.
 See *Connick v. Myers*, 461 U.S. 138, 147-148 (1983).
- 43) *Id.* at 786-789 (Brennan, J., dissenting).
- 44) *Phila. Newspapers v. Hepps*, 475 U.S. 767, 769-771 (1985).
- 45) *Id.* at 775.
- 46) *Id.* at 775-776.

とはいえ、かかる場合に原告が立証すべきなのは言論の虚偽性と被告の「過失」であるし、言論の虚偽性が立証されれば、被告の過失も受け入れる可能性が高くなることは明らかであるため、公人・公的関心事である場合より原告の負担は重くない旨も述べられている。*Id.* at 778. それゆえ、同判決等を受けて、吉野夏己は名誉毀損の表現の問題に関し、連邦最高裁は①「公的人物」・「公的一般的関心事項」、②「私人」・「公的一般的関心事項」、③「私人」・「私的関心事項」、④「公人」・「私的関心事項」、の四類型に分けて利害調整されていると分析する。①では虚偽性と現実的悪意、②では現実的損害は虚偽性と過失、懲罰的損害は虚偽性と現実的悪意の立証、③では懲罰的損害につき現実的悪意よりも低い基準が原告に要求される。そして、④の類型については連邦最高裁では明らかにされていないが、吉野は公的人物に「公的論争」が要素になるならば、同類型は矛盾しているため、「公的論争」を要素としていない公職者や全面的公的人物のみが該当すると述べている。また、かかる説明から、吉野は「公的論争」と「公的関心事」をほぼ同じ概念として捉えているように見受けられる。吉野夏己「民事上の名誉毀損訴訟における公的人物の概念と表現の自由」法学新報第112巻11・12号774-775ページ。

なお、法廷意見では「メディア」の被告であることが強調されているが、この点に関し、ブレナン裁判官は同意意見において、「言論の固有の価値は、企業、団体、組合、個人を問わず、発信元の特定に依存しない」という、先例の中で自身が述べた部分を引用して疑問を呈している。*Id.* at 780 (Brennan, J., concurring).

- 47) エイミー・サンダースらによれば、これらの判決以降から現時点(2014年)までに、名誉毀損の文脈で公的関心事につき言及した連邦最高

Oct. 2020 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における「公的論争」と「公的関心事」の比較

裁判決は存在しないという。Amy K. Sanders & Holly Miller, *Revitalizing Rosenbloom: The Matter of Public Concern Standard in the Age of the Internet*, 12 First Amend. L. Rev. 529, 542 (2014). 名誉毀損とは異なる文脈で公的関心事につき言及された連邦最高裁判決としては, Hustler Magazine, Inc. v. Falwell, 485 U.S. 46 (1988); Branzburg v. Hayes, 408 U.S. 665 (1972); Snyder v. Phelps, 131 S. Ct. 1207 (2011) がある。クレイ・カルヴァートによれば, 公的関心事は①プライバシー, ②名誉毀損, ③ジャーナリストの特権, ④反SLAPP, ⑤政府職員の言論の領域で決定的な問題になるという。Clay Calvert, *Defining Public Concern after Snyder v. Phelps: A Pliable Standard Mingles with News Media Complicity*, 19 Jeffrey S. Moorad Sports L.J. 39, 40-44 (2012). 藤田はさらに⑥国家機密, ⑦ニュー・メディアも加えている。藤田尚則「表現の自由と公的関心事項(1)——2011年合衆国最高裁判所Snyder判決を契機に——」創価法学第44巻3号67ページ。

- 48) *Levinsky's Inc. v. Wal-Mart Stores*, 127 F.3d 122, 125-126 (1st Cir. 1997).
- 49) *Id.* at 132.
- 50) *Id.* at 132-134.
- 51) 418 U.S. at 345-48; 472 U.S. at 756.
- 52) James C. Mitchell, *ROSENBLOOM'S GHOST: How a Discredited Decision Lives On in Libel Law*, 40 Idaho L. Rev. 427 (2004)
- 53) なお, ミッチェルらはインディアナ州にも公的関心事テストが導入されていると指摘しており, 実際に1999年のJournal-Gazette Co. v. Bandido's Inc.事件の州最高裁判決では公的関心事テストを導入すべきことが明言されている。サリバン裁判官による法廷意見は, ①現実的悪意の基準を公人に適用することは公人よりも私人の評判を優先すべきことを前提にしているところ, 公的あるいは一般的な関心事においてそのような前提が当てはまらないケースは存在しない, ②虚偽の言論を打ち消すために効果的な通信手段へのアクセスを得るための能力に私人と公人の格差はほとんどない, ③程度の差はあれど, 自身を他者にさらすことは文明社会での生活に付随していると主張する。また, 私人の公的あるいは一般的な関心事について過失基準を適用すれば, ニュースメディアが論争的になるような記事の掲載を避けなければならない可能性が高くなってしまっても述べている。Journal-Gazette Co. v. Bandido's Inc., 712 N.E.2d 446, 452-454 (Ind. 1999). もっとも, 本件において, 公的あるいは一般的な関心事についての具体的な検討はなされていない。*Id.* at 454. 同州の名誉毀損訴訟で公的あるいは一般的な関心事

の判断基準につき直接言及している裁判例は調べた限りでは見当たらなかった。

- 54) *McIntyre v. Jones*, 194 P.3d 519, 522-528 (Colo. App. 2008).
- 55) *Id.* at 525.
See *Williams v. Continental Airlines, Inc.*, 943 P.2d 10 (Colo. App. 1996).
- 56) *Id.* at 525-527.
- 57) *Id.* at 527.
- 58) *Mount Juneau Enters. v. Juneau Empire*, 891 P.2d 829, 831-833 (Ala. 1995).
- 59) *Id.* at 836-837.
- 60) *Id.* at 837-838.
- 61) *Senna v. Florimont*, 196 N.J. 469, 474-476 (N.J. 2008).
- 62) *Id.* at 484-486.
- 63) *Id.* at 487-489.
See *Sisler v. Gannett Co.*, 104 N.J. 256, 274 (N.J. 1986).
- 64) *Id.* at 491-492.
- 65) *Id.* at 492-494.
- 66) *Id.* at 498-500.
- 67) *Huggins v. Moore*, 94 N.Y.2d 296, 299-301 (N.Y. App. 1999).
- 68) *Id.* at 301-304.
- 69) *Id.* at 304-305.
- 70) ただし, 連邦下級審や州裁判所の「公的論争」に関する現在の判断は, ガーツ判決が当初想定していたよりは広がっている。ジェフェリー・ウスマントによれば, 「公的論争」が公共政策等政治領域の問題を超えて非政治的な文化的, 宗教的, スポーツ的, 科学的な問題まで拡大され, 結果としてその並外れた多様性により, 誰かがその論争に身を投じて公人になったかどうかを見極めることは非常に困難になっているという。Jeffrey O. Usman, *Finding the Lost Involuntary Public Figure*, 2014 Utah L. Rev. 951, 980-986 (2014).
また, ウォーカーは, 「公的関心事」と区別するために, ニュース性のある出来事はすべて「公的論争」と扱ったうえで, 当該論争における原告の役割のみに着目して公的人物であるか判断すべきと主張しており, 異なる方向性を示している。*Walker, supra* note 7, at 977-983.
- 71) *W. Wat Hopkins, The Involuntary Public Figure: Not so Dead After All*, 21 Cardozo Arts & Ent LJ 1, 30-31 (2003).
- 72) なお, ウォーカーによれば, 下級審裁判所の公的論争に関する判断は, ①ガーツ判決を忠実に守り, どのような問題が正当な公益の問題であるかを評価することは裁判所の仕事ではないことを前提に, 問題となっている出来事が広く公共の利益を

生み出した場合に公的論争が存在すると結論づけるもの、あるいは②タイム判決やウォルストン判決に倣い、ニュース性だけで公的論争であると証明するには不十分であるとして、当事者以外の一般市民に影響を与えるかどうか、より具体的にはワルドバウム判決の基準に従ったものに大別されるという。Walker, *supra* note 7, at 969-970.とはいえ、下級審裁判所の判断にはバラツキがあるとも述べている。Id. at 971.

また、ナット・スターンは、限定的公的人物の判断について①ガーツ判決で示唆された個別の要素それぞれを完全に立証することを要求し、原告の行動は同判決で示された狭い範囲内に収まらなければならないという形式的モデル (the formal model)、②同判決で示された要素を複数の独立した基準としてではなく加重される要素として扱い、ひいては原告が評判を回復するために現実的悪意のハードルを乗り越える必要があるかどうかを問う衡平的モデル (the equitable model) が存在していると分析する。そのうえで、形式的モデルでは公的論争の存在を立証することがさらなる調査のために重要であるために原告の行動のレベルに関係なく要求されるのに対し、衡平的モデルでは原告の行為が正当化されると考えられる場合にはかかる要件が緩和、放棄される意思がみられると述べており、ウォーカーと同様にガーツ判決に忠実か否かで分類している。Nat Stern, *Unresolved Antitheses of the Limited Public Figure Doctrine*, 33 Hous. L. Rev. 1027, 1043-1044 (1994). もっとも、ウォーカーはガーツ判決に従わないほうが公的論争の判断が厳密になされることになると主張しているのに対し、スターンはガーツ判決に従うほうが厳密になされることになると主張しているように見受けられ、両者は異なる結論を導いているように思われる。

- 73) スターンもほぼ同様に分析しており、裁判例では公的関心事につき「政府および社会全体の秩序に関連する」言論、「政治的または社会的変化をもたらすことを意図しているか、あるいは啓蒙された自治に関連する」言論、「国民の自由な意見交換の一部であり、国民の議論の対象となる価値のある問題」に関連する言論、「国民が正当な情報を必要としていた問題を提示する」言論が含まれていることが示されてきたと述べている。ただし、これらの言論は明らかに重要な点で重なり合っているが、その類似性は抽象的なレベルであって、ほとんど首尾一貫した意味を失っており、「その場しのぎの問題解決を促しているように見え」と評価する。そして、結果的に主観的な司法裁量のための広い領域が設けられ、発言者は潜在的に「私的」な問題についての批判が避けられ、実質的に同様

の中傷的表現は差別的な保護の対象になると主張している。Nat Stern, *Private Concerns of Private Plaintiffs: Revisiting a Problematic Defamation Category*, 65 Mo. L. Rev. 597, 612-613, 635 (2000).

- 74) ロバート・ドレッツェルによる整理では、政治やキャンペーン、金融機関の運営、政府や公務員の行為、一般市民に影響を及ぼす違法または疑わしい商慣習、公衆衛生と安全、犯罪と刑事司法、宗教カルトの勧誘方法、ポルノ、スポーツに関する言論は公的関心事に該当し、一般市民に影響を与えない従業員や顧客の不正行為に関する雇用主の主張、企業と不満を持つ顧客との間の個人的な紛争、仕事のあっせん、職業内の紛争、一般市民に影響を与えない組織内または組織間のビジネス、父子関係の主張、州立大学の推薦や在職期間、不正確な信用報告書、商業広告での中傷などは公的関心事に該当しないと判断が下級審裁判所で下されているという。Robert E. Drechsel, *Defining "Public Concern" in Defamation Cases Since Dun & Bradstreet v. Greenmoss Builders*, 43 Fed. Comm. L.J. 1, 12-14 (1990).

また、ドレッツェルは、公的関心事であるか明らかでない問題について、①名誉毀損を広めるために使用された媒体、②状況の文脈の中での原告の地位、③スピーチの主題が公共の利益 (public interest) (公衆に何らかの善意や害意、あるいは地域社会のそのほかの関心事を知らせるもの) であるか、単に公衆への利益 (interest to the public) であるかを総合的に評価して判断すべきと主張する。Id. at 14-18.

- 75) なお、このような「表現の内容、形式、文脈」から判断する手法に対しては、①あまりにも曖昧であるため、ほとんどすべてのケースにおいて、裁判所が到達した結論とは反対の結論についてのもっともらしい議論も存在してしまう、②与えられた声明の文脈や形式を不均等に重視して、潜在的におかしな結果をもたらさう、③スピーチの形式を過度に強調することで、虚偽の中傷を広める者が故意に多くの聴衆にスピーチを広めようとしてしまうといった問題点が指摘されている。Stephen J. Mattingly, *Drawing a dangerous line: Why the public-concern test in the constitutional law of defamation is harmful to the first amendment, and what courts should do about it*, 47 U. Louisville L. Rev. 739, 757-758 (2009).
- 76) Walker, *supra* note 7, at 970-971.
- 77) Robert C. Post, *The Constitutional Concept of Public Discourse: Outrageous Opinion, Democratic Deliberation, and Hustler Magazine v. Falwell*, 103 Harv. L. Rev. 601, 678-79 (1990).

Oct. 2020 アメリカ合衆国の名誉毀損訴訟における「公的論争」と「公的関心事」の比較

ロバート・ポストによると、「公人」のテストは、問題となっている言論が民主的自治を実践する人々にとって関心を持つべき問題であることを意味する「規範的 (normative)」概念と問題となっている言論が多くの人々がすでに知っている事柄に関係しており純粋に経験的な意味での「公共」の問題であることを意味する「記述的 (descriptive)」概念のいずれかが参照されることで正当化されているという。Id. at 668-670.そして、ポストは、規範的概念に対して本文のように評価し、言論は国民的アイデンティティの特定の実質的なビジョンの名のもとでのみ公的言論に無関係であるとみなすことができ、法の権威をもってなされてしまえば民主主義の発展のための可能な選択肢は排除されることになること述べている。Id. at 670-672.一方で、記述的概念については、民主的自治の問題に関連しているとみられる言論の競合する主張に対して、中立性を保つ方法で公的言論の境界を維持するための手段を裁判所に提供していると評価している。Id. at 672-674.

78) スターンによれば、公人テストの主要な理論的根拠としては、公人は注目とコメントを招くことで名誉毀損的な虚偽による損害のリスクを引き受けているのに対し、私人は自発的にかかるリスクにさらされていないのでより回復に値すると思われることであると分析している。Stern, *supra* note 73, at 652.かかる分析に則れば、公人テストにおける重要な判断要素は原告が公的論争において重要な役割を果たしたかであり、公的論争が何かは補助的な判断要素に位置づけられることになる。

79) Drechsel, *supra* note 74, at 5-6.

80) See 376 U.S. at 270.

81) Drechsel, *supra* note 74, at 14-16 また、ドレッツェ

ルは公的関心事・私的関心事を決定するほかの要素として、①原告が公人であるか、②名誉毀損が政府の活動や政治のプロセスに関係しているか、③中傷的な表現に対する被告の動機の大部分が利己的であるかも挙げている。Id. at 16-19.本稿で挙げた裁判例を参考にすると、③の要素はマス・メディアの存在が判断要素になっていることと相互に関係しているように思われる。

82) とはいえ、マス・メディアと公的論争・公的関心事の関係はあくまでその判断基準として裁判例でも提示されている「表現の内容、形式、文脈」の「形式」の問題にすぎないと指摘もなされる。Post, *supra* note 77, at 677-678.

また、「公的論争」ひいては公人テストにおいても、マス・メディアの活動がまったく考慮されていないわけではない。前述のとおり、同テストは表現内容について裁判所が判断することで国民の表現の自由や人格権に対する過度な干渉につながるという意識が内在しているところ、報道機関は利用可能なデータをふるいにかけ、拡散された資料の関心を最大化し、政治的な情報とより一般的な情報との間に重要なリンクを作り、個人が新しい情報に触れることをしばしば妨げる内在化されたメカニズムを回避するという時間のかかる作業から市民を解放する役割を担っており表現の自由としての価値が認められるため、報道機関による情報の選別も尊重しなければならない。Lee Levine, *The Editorial Function and the Gertz Public Figure Standard*, 87 *Yale Law Journal* 1723, 1735-1738 (1978).

83) 佃克彦『名誉毀損の法律実務』473-476 ページ (弘文堂, 第3版, 2017年)。

(2020年8月24日掲載決定)